

中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な
考え方及び具体的方策について

【 答 申 】

平成12(2000)年1月

中野区立学校適正規模適正配置審議会

平成12年1月28日

中野区教育委員会 殿

中野区立学校適正規模適正配置審議会

会 長 下 村 哲 夫

中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方及び具体的方策について（答申）

中野区立学校適正規模適正配置審議会は、平成9年10月27日に中野区教育委員会から「中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方について」及び「中野区立学校の適正規模適正配置の具体的方策について」の諮問を受け、鋭意審議を行ってきましたが、今回別添のとおり取りまとめましたので答申します。

目 次

1.	はじめに	1
2.	中野区立学校の現状	1
(1)	児童・生徒数の推移	1
(2)	学級数の減少	2
(3)	1校あたりの児童・生徒数の変化	2
3.	学校規模と学級規模	2
(1)	学校の標準規模	2
(2)	学級編制と学級規模	3
4.	適正規模の基本的な考え方及び具体的方策	4
(1)	望ましい学校規模の諸相	4
(2)	規模別学校数	5
(3)	中野区における最小学校規模	6
	(参考資料)	7
	「学習指導要領に取り上げられている教育活動の面から見た学級の適正規模」	7
5.	区立学校の適正配置の基本的な考え方及び具体的方策	8
(1)	適正配置の基本的な考え方	8
(2)	適正配置の具体的方策	10
6.	おわりに	13
	提 言	14
	答申付属資料	15
1.	諮問文(写し)	16
2.	審議会条例	17
3.	審議会条例施行規則	19
4.	審議会委員名簿	20
5.	審議会・小委員会審議経過	21
6.	区立学校児童・生徒数の推移(昭和30～平成11年度)	24
7.	平成11年度児童・生徒数及び学級数(5月1日現在)	25
8.	平成11年度推計による年度別児童・生徒数及び学級数(平成12～17年度)	26
9.	小・中学校教職員定数配当基準及び配置例	27
10.	小・中学校通学区域関係表(ブロック別)	28
11.	区立学校施設等一覧(ブロック別)	29
12.	校舎・体育館鉄筋化から50年経過年度一覧	30
13.	区立学校の変遷	31

1. はじめに

本審議会は、平成9(1997)年10月27日に中野区教育委員会から次の事項について諮問を受けた。

(1) 中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方について

(2) 中野区立学校の適正規模適正配置の具体的方策について

諮問にあたって、教育委員会からは近年の少子化傾向の影響などから区立学校の児童・生徒数の減少が進み、小・中学校ともピーク時の約3分の1にまで至り、児童・生徒数の減少に伴い学級数も減少するという「学校の小規模化」が進展していること、さらに、区立学校の適正規模や適正配置などの問題が学校運営や教育指導に大きな影響を与える課題であり、地域社会のあり方にも深く係わる問題でもあることから、多角的な検討が必要であるとの認識が示された。

本審議会は、上記の諮問事項が重要な問題であることを認識し、区立学校の現状、児童・生徒数の推移と将来推計、学級編制基準の国際比較、総務庁行政監察局の「小・中学校を巡る教育行政の現状と課題」と題するレポート、学校施設の状況、学校配置のシミュレーションや他区の審議会の検討内容なども参考にしながらこれまで調査検討を進めてきた。

審議の進め方としては、諮問事項のうちの区立学校の適正規模に関する議論を先行させて、次に適正配置の問題へ議論の重点を移すことにし、途中、平成11(1999)年4月に「中野区立学校の適正規模の基本的な考え方及び具体的方策について」として中間答申を行った。

審議の過程では、区の財政状況や経済的視点からの議論も行われたが、本審議会としては教育的な視点を基本にして心身ともに健やかな児童・生徒の成長を願う観点から学校教育の充実を目指した審議を心掛けた。

本答申は、先の中間答申を踏まえ、これまで審議した結果を取りまとめたものである。広く中野区民の理解を得て、教育環境の整備及び学校教育の充実に生かされることを期待する。

2. 中野区立学校の現状

(1) 児童・生徒数の推移

区立小学校の児童数は戦後のベビーブームといわれた世代が小学生として在籍していた昭和33(1958)年度の33,024人を最高に、また、区立中学校の生徒数は昭和37(1962)年度の16,039人をピークに以後急激な減少傾向に転じた。

この傾向が落ち着きを見せるのは、小学校で昭和40年代から昭和50年代前半まで、中学校では昭和43年から昭和60年ごろまでの時期で、その後、再び減少傾向が続いている。

平成11(1999)年5月1日時点の小学校児童数は10,182人、中学校生徒数は4,606人である。10年前の平成元(1989)年度と比較すると、児童数の実数で4,995人の減少、減少率にして32.9%になる。一方、生徒数も実数で3,039人の減少、減少率は39.7%になる。

中野区立学校に在籍する児童・生徒数はともに、戦後のピーク時と比較すると約3分の1まで減少してきている。

(2) 学級数の減少

区立学校の児童・生徒数の減少に伴って学級数の減少も進み、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る「小規模校」が増加しつつある。

こうした11学級以下の区立学校は昭和63(1988)年までは小・中学校ともに見られなかったものであるが、平成11(1999)年5月の時点で全小学校29校中7校、全中学校14校中11校を占め、1学年2学級の6学級規模の中学校も生じている。

区が行っている区立小・中学校人口推計によると、これらの11学級以下の区立学校は、平成17(2005)年度にはさらに増えて、小学校で11校、中学校で13校にのぼるものと予測されている。

(3) 1校あたりの児童・生徒数の変化

児童数が最も多かった昭和33(1958)年度の小学校1校あたりの児童数は、1,223人で、同じく生徒数は昭和37(1962)年度に中学校1校あたり1,145人であった。その後徐々に減少し、10年前の平成元(1989)年度の小学校1校あたり児童数は523人、中学校1校あたりの生徒数は546人であった。

平成11(1999)年5月の時点での1校あたりの児童数は351人、生徒数は329人になっている。

3. 学校規模と学級規模

(1) 学校の標準規模

学校規模については先にもふれたように、法制面からは、学校教育法施行規則第17条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（同規則第55条により中学校についてもこの規定を準用）」との規定があり、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条に適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」としている。

これはあくまで「標準」であり、この規定を各学年の学級数にあてはめてみると、小学校では各学年2学級から3学級で構成されており、中学校においては各学年4学級から6学級で構成されていることになる。また、この規定を児童・生徒数の面からみ

ると、児童数は246人～720人、生徒数は363人～720人の範囲となる。

（２）学級編制と学級規模

毎年度、新学期を迎えるにあたり、公立小・中学校の各学年の学級を、その児童・生徒数に応じて、いくつかの学級に編制するが、その際の基準になるのが学級編制の標準である。

この公立小・中学校の学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第3条で規定している1学級の児童・生徒数を基準として、都道府県教育委員会が定めることになっている。

具体的には、1学級の児童・生徒数の標準を40人として各学年の学級数を算出し、学級数に一定割合を掛けて教員数を決めている。各学校の児童・生徒数で学級数が決まり、それに応じてその学校の教職員の総数が決まる仕組みになっている。

これにより、公立小・中学校の1学級の児童・生徒数が最高40人とされている学級を「40人学級」と呼んでおり、児童・生徒数が40人を超えた場合には、学級が分割されることになる。

なお、参考までに平成11（1999）年5月現在の区立小・中学校の学級規模（1学級あたりの児童・生徒数）を見ると別表のとおりである。

審議会における区立学校の適正規模の議論に関連して、この「40人学級」をめぐって活発な議論がおこなわれた。それを敢えて要約すれば「40人学級の基準を引き下げることにより、より行き届いた教育指導が可能になる」との問題意識から、1学級の児童・生徒数を20人から35人程度までと基準については幅があるものの、引き下げを求める意見が多くあった。その他、義務教育標準法の仕組みの見直しや弾力的運用の必要性についても議論し、後述の「提言」にまとめることとした。

現在、文部省が「教職員配置の在り方などに関する調査研究協力者会議」を設け、40人学級や教職員配当基準などの法定事項を都道府県の裁量に委ねることを含めての検討が進められている。

本審議会としては、こうした最近の国の動向に注目をしているが、「40人学級」がごく近い将来に改善される状況になく、また、学級規模の基準を中野区独自で変更することも難しいと考えている。こうしたことから、学級規模の基準の引き下げ、教職員配当基準の改善、1学級の児童・生徒数の弾力的な運用など制度的改善は今後の課題とすることとして、区立学校の適正規模の検討にあたっては、現行の制度的枠組みを前提として考えていくこととした。

別表 区立小中学校の学級規模

小 学 校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
児 童 数	1,569	1,584	1,564	1,720	1,870	1,780	10,087(人)
学 級 数	56	56	55	59	59	61	346 (学級)
1学級あたり 児 童 数	28.0	28.3	28.4	29.2	31.7	29.2	29.2 (人)
中 学 校	1年生	2年生	3年生				合 計
生 徒 数	1,417	1,498	1,671				4,586 (人)
学 級 数	43	44	49				136 (学級)
1学級あたり 生 徒 数	33.0	34.0	34.1				33.7 (人)

4. 区立学校の適正規模の基本的な考え方及び具体的方策

学校の適正規模は、どの程度の規模が適正であると言えるのか。残念ながらこれに答えられる決定的な理論は存在しない。しかし、適正規模が学校教育を良好な条件のもとに進めるための基本的な条件としての意味を持っていることも事実である。

そこで、本審議会は、法的基準や学習指導要領における教育活動などを手がかりに、適正規模を「望ましい学校規模」として考察することにした。その上で、学校規模がこの望ましい学校規模を下回ったとしても、関係者の努力や工夫によって規模のマイナス面を補いうる最小の学校規模についての検討を進めた。換言すれば、この規模を下回らない限り存置を容認していく学校規模として「中野区における最小学校規模」を設定することにした。

(1) 望ましい学校規模の諸相

①教育指導の面から

小学校 14学級以上

児童数 330人程度以上（81人×2学年＋41人×4学年）

中学校 9学級以上

生徒数 250人程度以上（81人×3学年）

学校の適正規模を日常の教育指導や学校経営の活動を円滑に実施するために、どの程度の教員数が確保されればよいかという配置教員数の観点から論じることが可能である。

本審議会では、小学校の専科教員3人、中学校では保健体育に2人の教員が確保できることが一つの目安となると考えた。（付属資料9：小・中学校教職員定数配当基準表及び配置例）

②教職員の研究・研修活動の面から

小学校	12学級以上
	児童数 250人程度以上（41人×6学年）
中学校	12学級以上
	生徒数 370人程度以上（121人×3学年）

小学校の場合、各学年、複数の教員がいると、学年に関する日常的な研究活動が進めやすい。中学校の場合、同様に、各教科複数の教員がいると研究活動が進めやすい。

以上のことから、小学校12学級以上、中学校12学級以上（国語、社会、数学、理科、英語、以上の教科では各2人、保健体育3人、音楽、美術、技術、家庭の各教科は1人）が一つの目安となる。

③学校運営の面から

小学校	12学級以上
	児童数 250人程度以上（41人×6学年）
中学校	6学級以上
	生徒数 130人程度以上（41人×3学年）

教職員が少ないと、1人の教員が異なった複数の校務を分掌しなければならず、多忙になることは間違いない。明確な論理は導き出せないが、学校運営の観点からは、各学年複数学級というのが、一つの目安となる。

（2）規模別学校数

先に述べた望ましい学校規模の諸相について、その規模条件未満の学校数を平成11(1999)年5月現在の実数と平成14(2002)年度及び平成17(2005)年度の推計値で見ると以下のようなになる。

①小学校14学級未満、中学校9学級未満の区立学校数

	平成11年度	平成14年度	平成17年度
小学校	25校	28校	26校
中学校	4校	7校	9校

②小学校12学級未満、中学校12学級未満の区立学校数

	平成11年度	平成14年度	平成17年度
小学校	7校	12校	11校
中学校	11校	11校	13校

③小学校12学級未満、中学校6学級未満の区立学校数

	平成11年度	平成14年度	平成17年度
小学校	7校	12校	11校
中学校	0校	0校	0校

(3) 中野区における最小学校規模

これまで、区立学校の適正規模を望ましい学校規模の観点から考察してきたところからすると、1学年複数学級は是非とも維持したい目標であるが、中野区の児童・生徒数の推計から見る限り、中学校の6学級を除き現実的には実現の困難な数値となっている。また、仮に1学年単学級しか得られなくとも、一定程度の児童・生徒数（20名を割らない程度）を確保できれば、グループ編成のできる規模であり、各種の集団競技など教育活動の円滑な実施の最小規模であると考えられることなどから、単学級であることの不利な面をある程度克服できると考えられる。（参考資料参照）

そこで、本審議会は、中野区の現状と将来を見据え、子どもたちの教育のあり方を考え、当面存置される最小学校規模を次のように考えることにした。

小学校

学級数 6学級（1学級×6学年）

児童数 120人程度以上（20人×6学年）

ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと

中学校

学級数 6学級（2学級×3学年）

生徒数 130人程度以上（41人×3学年）

(参考資料)

「学習指導要領」に取り上げられている教育活動の面から見た学級の適正規模

学習指導要領に取り上げられている教育活動のうち、一定の学習集団を想定していると考えられる活動には、次のものがある。

1. 国語、社会、算数・数学、理科、英語、＜生活＞の教科群

学習集団を想定した内容が多くは含まれない。若干含まれている活動を見ると、以下の3つのタイプに分類される。

- ① 他の児童・生徒との話し合いや協同して行う活動の中から、自分の「個性」に気づかせるための内容
- ② 個人的活動として行われても不可能ではないが、学習集団の協力の下で行った方がより良い成果を上げることが期待される内容。たとえば、調査や実験、観察、飼育等の活動。他の児童・生徒との協力を学ばせる意義を持つ。
- ③ 集団の中での人間関係や自分の生き方を学ぶ内容。

2. その他の教科群、領域

上記、1の教科群に比較すると音楽、図工、保健・体育、道徳、特別活動には、学習集団を想定する内容がやや多く含まれる。

特に、音楽、体育には、上記①～③のタイプの他にもう一つ別のタイプの内容が含まれている。

- ④ 学習集団を前提としない限り実行できない内容

結論として、一定の学習集団を前提としない限り実施することの難しい教育活動には、音楽（斉唱、輪唱、合唱、合奏等）、体育（ゲーム、ボール競技、リレー、ダンス等）に多い。しかし、想定される学習集団の規模は必ずしも明確ではない。

つまり、学習指導要領に取り上げられている教育活動から考える限り、どれほどの学習集団が必要かは明確にはならない。あえて言えば、音楽、体育の教育活動においては、最低20人程度の学習集団が確保されると良いと言える。

5. 区立学校の適正配置の基本的な考え方及び具体的方策

(1) 適正配置の基本的な考え方

区立学校の良好な教育環境を維持していくためには、児童・生徒数の動向、都市化によるまちの変化など学校を取り巻く環境の変化に伴い、既存の学校配置を見直すことが必要である。その際、学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般に通学区域の変更による方法と統廃合による方法が考えられる。

これまで学校規模については、望ましい学校規模として教育指導面、教職員の研究・研修活動面、学校運営面という観点から分析的に検討を加えるとともに、中野区における最小学校規模として、小・中学校ともに6学級で児童数120人・生徒数130人程度以上の確保を設定し、これを中間答申でも提案した。

区立学校の適正配置の検討にあたっては、中野区における最小学校規模を一つの基準とするとともに、望ましい学校規模の学級数についてはこれを総合的に考え、小学校については12学級以上・児童数250人程度以上、中学校は9学級以上・生徒数250人程度以上を一つの目安としながら、通学区域、通学距離、小・中学校の通学区域の整合性、学校選択制、学校と地域社会、学校配置のシミュレーション、学校の施設状況、校舎改築時期、適正配置の実施時期などについて検討を加え、適正配置の基本的な考え方を以下のようにまとめた。

①「望ましい学校規模」の確保

区立学校の小規模化への対応、教育環境の改善、校舎の改築時期、地域住民の区立学校統合への要望などにより、学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、当該学校の教育内容の一層の充実が図られるよう配慮されなくてはならない。

② 通学区域

現在、通学区域については法令上の定めはなく、道路や河川等の地理的状況、町会や自治会などの地域社会が形成されてきた長い歴史的な経緯を踏まえて、教育委員会規則で設定されている。

こうしたことから、現行の通学区域に対しては審議の過程で、不自然で不合理な通学区域の是正を求める意見や、幹線道路や鉄道で分断されている通学区域の存在などいくつかの問題が指摘された。これら現行の通学区域が抱える問題の解消について地域住民からは是正の要望があった場合には、具体的に住民の声を聞いた上で、通学区域の変更を実施することが望ましい。

通学区域に関連して、通学距離と通学時間、小・中学校の通学区域の整合性についても議論し以下のように取りまとめた。

ア 通学距離と通学時間

現在の小・中学校の配置と通学区域の状況からみて、通学距離と通学時間についてはそれほどの支障や影響がでているとは考えられない。今後、通学区域の線引きを変更する際には、児童・生徒にとって過大な負担にならないことを基本とし、また、通学路の安全を確保するため、幹線道路や鉄道による通学区域の分断をなるべく避けるよう配慮することが望ましい。

イ 小・中学校の通学区域の整合性

中学校の通学区域は、通常2～3校の小学校の通学区域から成り立っているが、一部にはごく少数の児童が他の児童と異なった中学校に進学せざるを得ない小学校が存在している。通学区域の線引きを検討する際には、こうした状況を解消し、小学校数校から1中学校に進学できる通学区域を設定することが望ましい。

③ 学校選択制

区立学校の適正配置に関連して、また、特色ある学校づくりや学校選択の自由化といった視点などから、現行の通学区域制度や学校選択制について活発な議論があった。

現行の通学区域(学校指定)制度は、児童・生徒の就学する学校について、教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定することになっている(学校教育法施行令第5条)。その際、学校指定が恣意的に行われたり、保護者に不公平感をあたえたりすることのないよう、あらかじめ「通学区域」を設定し、この通学区域に基づいて学校指定が行われている。

こうした通学区域制度に対して、保護者や児童・生徒の学校選択の自由度を高めていくことが、特色ある学校づくりや公立学校の活性化にとって必要であるとの議論があった。また、学校選択の方法についても、区内全域を一つの通学区域として自由に区立学校を選択するという考え方から、隣接学区やブロック内を自由選択にするという考え方や、中学校区内の小学校については自由選択にするといった意見もあった。

一方、こうした学校選択の自由化に対しては、特定の学校に児童・生徒が集中しがちであること。また、地域の中でいくつもの学校に通学している子どもたちがいると、地元の学校への協力をはじめ、子どもたちの地域行事への参加も難しくなるなど地域が希薄化するとの指摘や、子どもの獲得競争になり教員のエネルギーがさかれる恐れなどが指摘された。

現行の通学区域制度においても、保護者の申立により教育委員会が相当と認めるときには、他の学校に変更できる指定校変更や、一定の手続きを経て他の区市町村の学校に就学することができる区域外就学制度もある。本審議会としては、従来より中野区においては指定校の変更が弾力的に行われていることを念頭に置き、学校

選択制については、先行実施している他の区市町村の状況なども見ながら慎重に検討されることが望ましいと考える。

④ 教育環境

区立学校の適正配置にあたっては、学校の建物面積、校地面積、運動場の広さなどの学校施設面や、学校の立地場所の騒音や振動といった周辺環境などへの配慮も重要である。

区立学校の施設状況や立地条件を見ると、校地、体育館、屋外運動場の広さなどにおいて恵まれた状況にない学校、また、幹線道路や鉄道施設に近接している学校も散見される。

今後、必要に応じての通学区域の見直しや区立学校を統廃合する場合には、学級数や児童・生徒数だけでなく、学校施設や周辺環境も十分考慮して推進する必要がある。

⑤ 学校と地域社会

区立学校と地域社会の関係についても、審議の過程で様々な視点から論じられた。その一端を紹介すれば、区立学校は地域に根ざした学校であってほしいという主張をはじめ、通学区域と町会・自治会エリアの関係、学校と社会教育との関係、学校教育への地域の人材活用、地域防災拠点としての学校など議論のテーマは多岐にわたった。

こうしたテーマの多様性は、反面、区立学校がいかに地域社会と密接に結びついているかをあらわしており、児童・生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところがいかに大きいかを示している。

今後、区立学校の再配置を行う際には、こうした区立学校と地域社会とのこれまでの多様な結びつきに充分配慮し、地域の教育活動の拠点化など区立学校を地域コミュニティの一つの核として見直していく必要がある。

(2) 適正配置の具体的方策

区立学校の適正配置の具体的方策を検討するにあたっては、教育制度全般にわたる見直しが求められている今日の状況や、区立学校の規模と配置の現状、校舎の改築時期、学校における教育活動などを踏まえて審議を行ってきた。

本審議会としては、区立学校の適正配置の具体的方策について、当面の考え方と中長期的な対応の視点から以下のような提案をすることとした。

① 当面の考え方

本区の場合、小・中学校ともに学校規模において、学級数で6学級かつ児童数120人、生徒数で130人を下回る学校は現在存在しない。また、平成11年度推計による平成17年度の学級数と児童・生徒数の推計値を見ても、6学級の小学校が3校、中学校が7校と増加することが予想されるものの、児童・生徒数ではそれぞれ170人～200人が在籍するものと見込まれている。したがって、中野区における最小学校規模を基準とする限り、小規模校を統廃合し望ましい学校規模を確保しなければならない緊急性は見当たらないといえる。

また、時代の変化を背景として国の教育制度全体にわたる見直しが求められている。記憶に新しいところでは、国の中央教育審議会が平成8(1996)年7月に「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第一次答申)で子どもたち一人一人の個性を尊重し、「ゆとり」の中で自ら学び、考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむことが最も重要であるという考え方に基づいて、教育内容の厳選、完全学校週5日制、学校・家庭・地域社会の連携を進めること等について提言をおこなった。さらに、平成10(1998)年9月には「今後の地方教育行政の在り方について」を答申している。

一方、国の教育課程審議会では、平成10(1998)年7月に教育課程の基準の改善について答申をまとめ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを提言し、新しい教育課程が平成14(2002)年度から本格実施されることになっている。

以上のような区立学校に在籍する児童・生徒数やその推計値の動きや、新しい学校づくりに向けての具体的な改善・充実へ向けての動きなどを考えれば、当面は、こうした動きを注意深く見守っていく必要がある。

区立学校の適正配置の具体化は、在籍児童・生徒数、教育人口推計の動き、教育改革の実施及び定着状況、校舎の老朽化に伴う改築時期などを勘案しながら計画的に進める必要があり、望ましい学校規模の実現については中長期的に目指すこととする。

② 中長期的な対応

学校教育は今、大きな転機を迎えており、新しい学校づくりが求められている。こうした中であって、中長期的な区立小・中学校の適正配置は、学校教育の中長期的なあり方を十分見通した上で、児童・生徒数の将来動向なども見極めながら、先に述べた適正配置の基本的な考え方に基づいて計画的に推進していくことが重要である。

その際、できる限り望ましい学校規模を実現し、維持しつつ、各学校間の教育条件、教育水準を良好に保ちすべての区立学校において充実した教育が受けられるよ

う、教育環境を整備する必要がある。そのためには、老朽校舎の改築計画と配置計画を連動させて検討することが重要である。

ア 望ましい学校規模を確保する方法

望ましい学校規模を確保するためには様々な方法が考えられるが、本審議会では主として次の二通りの方法を議論した。これを踏まえ適切な方法について十分に検討を深める必要がある。

(ア) 隣接校の統廃合による望ましい学校規模の確保

ア 望ましい学校規模を下回る学校の周辺に同様な学校が存在しない場合には、その学校を複数の隣接校へ統合することを検討する。

イ 望ましい学校規模を下回る学校の隣接校も同様な規模である場合は、統合後の学校規模、その他の教育条件を検討して統合する。隣接する3校がいずれも望ましい学校規模を下回る場合には、その内の1校を他の2校へ統合することをまず検討する。

ウ 望ましい学校規模の学校が、望ましい学校規模を下回る学校に挟まれた位置にある場合には、その望ましい学校規模の学校も統廃合の対象に考える。

(イ) 地域ブロックを単位にした望ましい学校規模の確保

隣接校どうしの統廃合ではもはや望ましい学校規模を確保することが難しい場合には、区内をいくつかのブロックに分けて、ブロック内において望ましい規模の小・中学校を確保していく方法も検討されてよい。その場合の学校ブロックは、現在の4ブロックを基礎とする場合と区内を青梅街道、早稲田通り、環状7号線で分ける4ブロックが考えられる。

イ 校舎改築に伴う望ましい学校規模の確保

将来、校舎の老朽化に伴い全面的な建替えを実施する際には、教育人口推計等を考慮に入れて、統廃合によって望ましい学校規模の確保を検討する必要がある。

区立学校の校舎は昭和30年代から40年代にかけて順次鉄筋化してきたが、すでに建築後40年余りを経過した学校もでてきている。文部省の「公立学校施設整備費国庫補助要項」によると、鉄筋コンクリート造りで50年を経過した校舎の改築は国庫補助の対象とされており、この年数を目安にすると、平成20年代頃から順次改築時期を迎えることになる。

校舎の改築を進めていくにあたっては、建替えに多額の費用を要すること、また建替えられた校舎は、50年間使用することを想定して建てる施設であることなどを考慮すると、望ましい学校規模が安定的に維持できるよう配慮すべきであろう。

6. おわりに

以上、本審議会は、児童・生徒数が減少しつつある今日の中野区の状況及び将来展望を踏まえ、あくまでも教育上の視点を重視し、教育環境の改善を目指した区立学校の適正規模及び適正配置について審議を進めてきた。

審議の過程で、学校の規模に関しては小規模校における教育実践の紹介や小人数教育がよりきめ細やかな教育指導を可能にする点を評価する意見などや、反対に大規模校の楽しさや活力を評価する意見等、様々な意見がだされ、活発な議論が行われた。もとより、学校の適正規模については決定的な理論や学説が存在しないため、各自の教育経験に基づく多様な意見が存在し、また、容易に意見の一致を見出すのが難しいテーマでもあった。

本審議会では、法的基準や学習指導要領における教育活動などを手がかりにして、望ましい学校規模や最小学校規模などの検討を進め、それらを踏まえて、学校配置のシミュレーション、通学区域や学校施設の現状などの検討をとおして、ここに、「区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方及び具体的方策について」を答申としてとりまとめた。言うまでもなく、社会経済状況が激しく変化する中で、教育改革が推進され学校も大きく変わろうとしている現在の状況を考えれば、今後も時代に対応した区立学校の適正規模適正配置の議論が必要になるであろう。

この答申はこれまでの審議の過程でおおよその意見の一致がみられたものを取りまとめたものであるが、中野区において存置を認める最小学校規模に関しては、教科担任制をとる中学校では9学級以上の確保が必要であるとの意見や、小・中学校ともに12学級以上の確保を主張する意見があったことを付記しておきたい。

なお、本審議会では、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）の弾力的運用の必要性について議論し、提言することとした。

最後に、この答申が児童・生徒の心身ともに健やかな成長に寄与し、中野区立学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願ってやまない。

【提言】

学校の適正規模については、様々な観点に立って論じられはするものの、どの程度の学校を適正というかについて客観的な理論は存在しない。

ただ、教師1人あたりの児童・生徒数の観点からは、経験的にはあるが、その数を20人程度にすることが望ましいと言われている。欧米では概ねこの程度の数値を目指して教員の確保が行われてきたと言って良い。最近、アメリカ合衆国では、教師1人あたりの児童・生徒数を18人にすることが目標値とされている。

我が国の教育行政には、明治以来、教員1人あたりの児童・生徒数をどの程度にするかという視点はなかったと言って良い。教員数の算定の基礎をなす現行の義務教育標準法もまた、我が国の伝統的な算定法の観点に立っている。すなわち、同学年の児童・生徒40人で1学級を編成し、教員数はその学級数を基礎として算定されることとなっているのである。

地方分権化の流れに沿って、この法規もまた、その弾力的運用が国によって検討されつつある。本審議会は、上述した弊害をなくす意味でも、一日も早い改善を求め、次の2点を国と東京都に要望したい。

1. 教員定数は、学級数ではなく、児童・生徒数を算定の基礎とすること。
2. 1学級の児童・生徒数について、より弾力的な運用を許容すること。



9 中教学庶発第 2 5 0 号
平成 9 年 1 0 月 2 7 日

中野区立学校適正規模適正配置審議会会長 殿

中野区教育委員会

中野区立学校適正規模適正配置審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の
事項について諮問します。

記

- 1 中野区立学校の適正規模適正配置の基本的な考え方について
- 2 中野区立学校の適正規模適正配置の具体的方策について

中野区立学校適正規模適正配置審議会条例

平成9年3月26日 条例第18号

(設置)

第1条 児童・生徒数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校（区立の小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項の調査検討をするため、教育委員会の附属機関として、中野区立学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ必要があると認めるときは、前項の審議事項について、中間答申をし、又は意見を述べることができる。

(構成)

第3条 審議会は、委員30人以内で構成し、次の区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募及び区内団体の推薦による区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 区立学校の教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、教育委員会は、審議の都合により必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、会議における議論の整理、議案及び資料の事前の検討、答申案のとりまとめ等議事を効率的に行うための組織として、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属すべき委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、区の職員のうち、区長又は教育委員会が指定する職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の会議に出席し、委員の質疑に応答し、又は審議事項に関して事情を説明し、若しくは必要な意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第9条 審議会又は小委員会は、適正に審議するため必要があると認めるときは、審議事項に関して意見又は識見を有する者に対し、会議に出席してその意見を述べ、又はその意見を文書にして提出するよう求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後最初に開かれる審議会は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成10年7月6日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

中野区立学校適正規模適正配置審議会条例施行規則

平成9年5月16日 教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立学校適正規模適正配置審議会条例（平成9年中野区条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 条例第3条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 公募及び区内団体の推薦による区民 12人以内
- (2) 区議会議員 8人以内
- (3) 学識経験者 5人以内
- (4) 区立学校の教職員 5人以内

(小委員会の組織及び運営)

第3条 条例7条の規定に基づき中野区立学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を招集し、主宰する。

4 委員長は、小委員会における検討の結果を会長に報告する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、庶務課において処理する。

(補則)

第5条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月3日教育委員会規則第28号）

この規則は、平成10年7月6日から施行する。

中野区立学校適正規模適正配置審議会委員名簿

平成12年1月現在(敬称略)

区分	(注)	委員氏名	推薦団体・所属・役職等	在任期間
公募・区内団体の推薦による区民		記載を省略します	公募	平成9年10月から
			公募	平成9年10月から
			公募	平成9年10月から
	☆		公募	平成9年10月から
			公募	平成9年10月から
			中野区立小学校PTA連合会	平成9年10月から
			中野区立中学校PTA連合会	平成9年10月から
			中野区町会連合会	平成9年10月から
	☆		中野区子ども会連盟	平成9年10月から
			中野区青少年委員連絡協議会	平成9年10月から
			中野区福祉団体連合会	平成11年7月まで
			中野区福祉団体連合会	平成11年7月から
			中野区商店街連合会	平成9年10月から
	区議会議員			高橋 ちあき
		原 島 正 一	中野区議会議員	平成11年4月まで
		し の 国 昭	中野区議会議員	平成11年7月から
		樋 口 き こ う	中野区議会議員	平成9年10月から
		諏 佐 た け お	中野区議会議員	平成11年4月まで
		牛 崎 の り 子	中野区議会議員	平成11年7月から
		飯 島 き ん い ち	中野区議会議員	平成9年10月から
		大 内 し ん ご	中野区議会議員	平成11年4月まで
		木 村 勝 昭	中野区議会議員	平成11年4月まで
		小 串 ま さ の り	中野区議会議員	平成11年7月から
		佐 藤 ひ ろ こ	中野区議会議員	平成11年7月から
		佐 伯 利 昭	中野区議会議員	平成9年10月から
学識経験者	◎☆	下 村 哲 夫	早稲田大学教授	平成9年10月から
	○☆	平 沢 茂	文教大学教授	平成9年10月から
	☆	屋 敷 和 佳	国立教育研究所教育政策研究部室長	平成9年10月から
	☆	堀 井 啓 幸	富山大学教育学部助教授	平成9年10月から
		松 岡 享 子	東京子ども図書館理事長	平成9年10月から
区立学校の教員		持 丸 義 範	中野区立丸山小学校長	平成9年10月から
		齋 藤 久 美 子	中野区立仲町小学校教頭	平成9年10月から
		佐 藤 真 人	中野区立第六中学校長	平成9年10月から
		池 田 芳 子	中野区立第二中学校教頭	平成9年10月から
		菊 池 恒 美	東京都教職員組合中野支部長	平成9年10月から

(注) ◎会長 ○副会長 ☆小委員会委員(平沢委員長、屋敷副委員長)

審議会幹事

- 西山邦一 (企画部長) 平成10年7月まで
- 沼口昌弘 (企画部長) 平成10年7月から
- 保々雄次郎 (地域センター部長) 平成9年10月から
- 藤原恵一 (都市計画部長) 平成11年7月まで
- 宮村光雄 (都市計画部長) 平成11年7月から
- 箕輪允孝 (学校教育部長) 平成10年7月まで
- 保母重徳 (社会教育部長) 平成10年7月まで
- 山岸隆一 (教育委員会事務局次長) 平成10年7月から

中野区立学校適正規模適正配置審議会 審議経過

会 議	開 催 年 月 日	主 な 審 議 内 容
第 1 回	平成 9 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・小委員会の設置 ・審議会の運営について ・その他
第 2 回	平成 9 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立学校の適正規模について ・検討の進め方 ・中野区立学校の現状 ・他区審議会の学校・学級規模の考え方 ・諸外国の学級規模等 ・学校規模別メリット・デメリット ・その他
第 3 回	平成 10 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立学校の適正規模について ・区立学校の適正規模の考え方(小委員会案) ・適正規模を考える視点 ・学級規模別のメリット・デメリット ・その他
第 4 回	平成 10 年 4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立学校の適正規模について ・学校の適正規模についての提言 ・区立学校の適正規模の考え方 ・その他
第 5 回	平成 10 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立学校の適正配置について ・適正配置を考える視点 ・学校指定と学校選択の自由 ・適正規模の視点別の区立学校 ・児童・生徒数の推計 ・その他
第 6 回	平成 10 年 9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立学校の適正配置について ・小委員会での論点(適正配置のための選択肢) ・学校施設の現状 ・通学区域と学校環境 ・区立学校の特色 ・その他
第 7 回	平成 10 年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎中間まとめについて ・中間まとめに盛り込む内容 ・適正規模の基本的な考え方と具体的な学級数 ・適正規模の視点別学校数 ・中野区としての学校規模 ・その他
第 8 回	平成 11 年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎中間答申骨子について ・中間答申骨子(案)
第 9 回	平成 11 年 4 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ◎中間答申について ・中間答申(案)

第 10 回	平成 11 年 7 月 14 日	◎区立学校の適正配置について ・中間答申に対する区民等の意見 ・区立学校の変遷 ・学校配置シミュレーション(模擬配置) ・学校施設の状況 ・その他
第 11 回	平成 11 年 9 月 6 日	◎区立学校の適正配置について ・学校ブロック別児童・生徒数及び施設等 ・学校ブロック別小・中学校通学区域関係 ・最終答申に盛り込む内容 ・その他
第 12 回	平成 11 年 11 月 1 日	◎最終答申について ・最終答申の「区立学校の適正配置」にかかる骨子案
第 13 回	平成 11 年 12 月 16 日	◎最終答申について ・答申(案)

中野区立学校適正規模適正配置審議会小委員会 審議経過

会 議	開 催 年 月 日	主 な 審 議 内 容
第 1 回	平成 9 年 12 月 2 日	・委員長及び副委員長の互選 ・第 1 回審議会の議論整理 ・要求資料の検討 ・第 2 回審議会の議題と資料 ・その他
第 2 回	平成 10 年 2 月 2 日	・第 2 回審議会の議論整理 ・要求資料の検討 ・第 3 回審議会の議題と資料 ・その他
第 3 回	平成 10 年 4 月 10 日	・第 3 回審議会の議論整理 ・要求資料の検討 ・第 4 回審議会の議題と資料 ・その他
第 4 回	平成 10 年 5 月 12 日	・第 4 回審議会の議論整理 ・第 5 回審議会の議題と資料 ・その他
第 5 回	平成 10 年 8 月 17 日	・第 5 回審議会の議論整理 ・第 6 回審議会の議題と資料 ・その他
第 6 回	平成 10 年 11 月 20 日	・第 6 回審議会の議論整理 ・今後の議論の方向 ・第 7 回審議会の議題と資料 ・その他
第 7 回	平成 11 年 1 月 8 日	・第 7 回審議会の議論整理 ・中間まとめについて ・第 8 回審議会の議題と資料 ・その他

第 8 回	平成 11 年 2 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 8 回審議会の議論整理 ・中間答申について ・その他
第 9 回	平成 11 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 9 回審議会の議論整理 ・中間答申 ・今後の議論の進め方 ・その他
第 10 回	平成 11 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議会の日程 ・第 10 回審議会の議題と資料 ・その他
第 11 回	平成 11 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 10 回審議会の議題と資料 ・学校配置シミュレーション(模擬配置) ・その他
第 12 回	平成 11 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 10 回審議会の議論整理 ・要求資料の検討 ・第 11 回審議会の議題と資料 ・その他
第 13 回	平成 11 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 回審議会の議論整理 ・最終答申について ・その他
第 14 回	平成 11 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 12 回審議会の議論整理 ・答申(案)について ・その他
第 15 回	平成 12 年 1 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 13 回審議会の議論整理 ・答申の文言整理 ・その他
第 16 回	平成 12 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

区立学校児童・生徒数の推移

	小学校児童数	指数 (現年度100)	中学校生徒数	指数 (現年度100)
昭和 30 年度	31,440	309	12,385	269
昭和 31 年度	31,939	314	13,218	287
昭和 32 年度	32,431	319	12,837	279
昭和 33 年度	33,024	324	11,964	260
昭和 34 年度	32,148	316	11,567	251
昭和 35 年度	29,000	285	13,569	295
昭和 36 年度	26,375	259	15,532	337
昭和 37 年度	24,127	237	16,039	348
昭和 38 年度	23,063	227	14,256	310
昭和 39 年度	22,244	218	12,545	272
昭和 40 年度	21,999	216	10,960	238
昭和 41 年度	22,203	218	9,926	216
昭和 42 年度	22,412	220	9,456	205
昭和 43 年度	22,590	222	8,917	194
昭和 44 年度	23,100	227	8,854	192
昭和 45 年度	23,847	234	8,803	191
昭和 46 年度	24,409	240	9,122	198
昭和 47 年度	24,606	242	9,422	205
昭和 48 年度	24,348	239	9,729	211
昭和 49 年度	24,367	239	9,844	214
昭和 50 年度	24,600	242	9,883	215
昭和 51 年度	24,519	241	9,984	217
昭和 52 年度	24,280	238	10,125	220
昭和 53 年度	24,015	236	10,250	223
昭和 54 年度	24,191	238	9,960	216
昭和 55 年度	24,068	236	9,957	216
昭和 56 年度	23,190	228	10,032	218
昭和 57 年度	22,385	220	10,156	220
昭和 58 年度	21,245	209	10,104	219
昭和 59 年度	20,285	199	9,927	216
昭和 60 年度	19,155	188	10,050	218
昭和 61 年度	17,913	176	9,849	214
昭和 62 年度	16,907	166	9,360	203
昭和 63 年度	15,837	156	8,646	188
平成 元 年度	15,177	149	7,645	166
平成 2 年度	14,521	143	7,089	154
平成 3 年度	13,969	137	6,632	144
平成 4 年度	13,364	131	6,435	140
平成 5 年度	12,878	126	5,983	130
平成 6 年度	12,441	122	5,594	121
平成 7 年度	11,978	118	5,314	115
平成 8 年度	11,476	113	5,166	112
平成 9 年度	10,958	108	5,097	111
平成 10 年度	10,573	104	4,840	105
平成 11 年度	10,182	100	4,606	100

*指数 :平成11年度100

*児童・生徒数は各年度5月1日現在の数値(障害学級在籍者数を含む)

*資料:中野区勢概要(昭和59年度まで)及び教育要覧(昭和60年度以降)

平成11年度 児童・生徒数及び学級数(5月1日現在)

	学校名	児童数							学級数						
		小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	桃園	54	56	56	52	60	61	339	2	2	2	2	2	2	12
	ほか障害級	2	4	5	3	5	4	23							3
2	桃園第二	47	56	57	46	49	47	302	2	2	2	2	2	2	12
3	桃園第三	57	59	64	67	69	90	406	2	2	2	2	2	3	13
	うち障害級	4	9	5	11	7	10	46							3
4	中野神明	62	64	68	77	73	66	410	2	2	2	2	2	2	12
5	塔山	49	47	64	64	74	73	371	2	2	2	2	2	2	12
	うち障害級	2	0	2	0	2	1	7							1
6	谷戸	48	53	46	63	64	56	330	2	2	2	2	2	2	12
7	中野本郷	42	44	48	56	64	53	307	2	2	2	2	2	2	12
8	野方	69	60	64	86	78	63	420	2	2	2	3	2	2	13
9	江古田	73	85	84	80	89	100	511	2	3	3	2	3	3	16
10	鷺宮	47	42	56	60	62	62	329	2	2	2	2	2	2	12
11	上高田	59	62	68	63	84	67	403	2	2	2	2	3	2	13
12	啓明	48	46	41	56	50	63	304	2	2	2	2	2	2	12
13	向台	66	46	58	51	70	78	369	2	2	2	2	2	2	12
14	北原	63	48	49	55	39	48	302	2	2	2	2	1	2	11
15	仲町	41	34	36	32	44	41	228	2	1	1	1	2	2	9
	うち障害級	2	1	1	2	2	0	8							1
16	新井	64	62	66	59	72	70	393	2	2	2	2	2	2	12
	ほか障害級	3	0	5	4	4	3	19							3
17	大和	56	42	48	57	64	43	310	2	2	2	2	2	2	12
	ほか障害級	2	2	11	1	6	5	27							4
18	多田	74	67	58	64	62	60	385	2	2	2	2	2	2	12
19	中野昭和	41	51	40	57	65	64	318	2	2	1	2	2	2	11
20	若宮	42	61	58	54	62	47	324	2	2	2	2	2	2	12
21	江原	68	74	53	84	100	79	458	2	2	2	3	3	2	14
22	丸山	64	60	53	71	75	61	384	2	2	2	2	2	2	12
	ほか障害級	3	0	2	1	2	1	9							2
23	新山	39	35	44	46	57	45	266	1	1	2	2	2	2	10
24	桃丘	46	58	45	41	63	49	302	2	2	2	2	2	2	12
	ほか障害級			1	5	3	8	17			1	1	1	1	4
25	沼袋	29	40	32	43	38	47	229	1	1	1	2	1	2	8
26	東中野	45	43	38	37	55	33	251	2	2	1	1	2	1	9
27	武蔵台	70	74	64	71	82	84	445	2	2	2	2	3	3	14
28	西中野	44	43	42	46	37	42	254	2	2	2	2	1	2	11
29	上鷺宮	62	72	64	82	69	88	437	2	2	2	3	2	3	14
	計	1,569	1,584	1,564	1,720	1,870	1,780	10,087	56	56	55	59	59	61	346
	うち障害級	8	10	8	13	11	11	61							5
	ほか障害級	10	6	24	14	20	21	95							16
	学校名	生徒数				学級数									
		中学校	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計					
1	一中		88	96	131	315		3	3	4	10				
2	二中		80	107	107	294		2	3	3	8				
	ほか障害級		3	4	3	10					2				
3	三中		106	117	114	337		3	3	3	9				
4	四中		76	98	102	276		2	3	3	8				
	ほか障害級		0	8	2	10					2				
5	五中		125	149	163	437		4	4	5	13				
6	六中		83	87	87	257		3	3	3	9				
7	七中		141	130	177	448		4	4	5	13				
8	八中		88	96	86	270		3	3	3	9				
9	九中		121	117	153	391		4	3	4	11				
10	十中		88	85	111	284		3	3	3	9				
11	十一中		78	78	86	242		2	2	3	7				
12	中央中		94	82	94	270		3	3	3	9				
13	中野富士見中		75	75	73	223		2	2	2	6				
14	北中野中		174	181	187	542		5	5	5	15				
	計		1,417	1,498	1,671	4,586		43	44	49	136				
	ほか障害級		3	12	5	20					4				

※ 「うち障害級」は、障害学級通級者数で内数、「ほか障害級」は、障害学級在籍者数で外数。学級数はともに外数

※ 24桃丘小の「ほか障害級」は、館山健康学園在籍者数で3～6年生が対象

平成11年度推計による年度別児童・生徒数及び学級数一覧(通常の学級)

	実数(5月1日)		推 計 値												
	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
	小学校	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	桃 園	339	12	327	12	331	12	329	12	334	12	328	12	350	12
2	桃園第二	302	12	281	11	273	11	270	11	260	10	250	10	254	11
3	桃園第三	406	13	364	12	356	12	338	12	335	12	323	12	321	12
4	中野神明	410	12	399	12	387	12	354	12	332	12	318	12	305	12
5	塔 山	371	12	346	12	315	12	289	12	271	11	276	11	277	11
6	谷 戸	330	12	326	12	319	12	299	12	312	12	316	12	319	12
7	中野本郷	307	12	294	12	273	11	271	11	275	10	276	11	300	11
8	野 方	420	13	419	13	406	13	401	13	398	13	409	13	431	14
9	江古田	511	16	507	16	493	15	484	15	475	14	474	14	480	14
10	鷺 宮	329	12	309	12	290	12	258	11	254	11	262	11	260	11
11	上高田	403	13	399	13	384	12	393	12	384	12	386	12	380	12
12	啓 明	304	12	286	12	288	12	298	12	311	12	329	12	350	12
13	向 台	369	12	343	12	324	12	314	12	300	12	307	12	298	12
14	北 原	302	11	303	11	320	12	329	12	339	12	338	12	321	12
15	仲 町	228	9	218	8	211	7	203	7	193	7	194	7	187	6
16	新 井	393	12	377	12	368	12	380	12	364	12	352	12	346	12
17	大 和	310	12	318	12	299	11	283	11	293	11	294	12	299	12
18	多 田	385	12	396	12	402	12	407	12	416	12	429	13	439	13
19	中野昭和	318	11	303	11	286	11	272	11	289	12	285	12	297	12
20	若 宮	324	12	319	12	311	11	289	10	275	10	262	10	281	11
21	江 原	458	14	439	14	410	13	392	12	396	12	370	12	364	12
22	丸 山	384	12	385	12	372	12	361	12	382	12	385	12	392	12
23	新 山	266	10	269	10	266	10	262	10	250	9	257	10	264	11
24	桃 丘	302	12	287	11	254	9	242	8	220	8	204	6	189	6
25	沼 袋	229	8	209	7	203	7	188	6	189	6	176	6	174	6
26	東中野	251	9	253	9	243	9	241	8	236	8	228	7	233	8
27	武蔵台	445	14	425	13	419	12	421	12	424	12	424	12	421	12
28	西中野	254	11	256	11	259	11	253	10	256	10	251	9	256	9
29	上鷺宮	437	14	419	13	437	14	426	13	444	14	452	14	466	14
	合 計	10,087	346	9,776	339	9,499	331	9,247	323	9,207	320	9,155	320	9,254	324
	指 数	100	100	97	98	94	96	92	93	91	92	91	92	92	94
	中学校	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	一 中	315	10	272	9	281	9	285	9	286	9	263	9	271	9
2	二 中	294	8	285	8	272	8	283	9	269	9	245	8	225	7
3	三 中	337	9	327	10	313	9	286	8	277	9	253	8	254	7
4	四 中	276	8	247	7	238	7	239	7	236	7	212	6	207	6
5	五 中	437	13	408	12	405	12	408	12	388	11	358	10	336	9
6	六 中	257	9	254	9	248	9	256	9	237	7	231	7	218	6
7	七 中	448	13	412	12	430	12	423	12	389	11	367	11	350	10
8	八 中	270	9	260	8	248	8	252	8	255	8	240	7	214	6
9	九 中	391	11	380	11	387	12	377	11	339	10	320	9	299	9
10	十 中	284	9	262	9	265	9	242	8	225	7	194	6	185	6
11	十一中	242	7	217	6	216	6	218	6	221	6	214	6	207	6
12	中央中	270	9	259	9	262	9	236	8	233	7	223	6	225	6
13	富士見中	223	6	221	6	220	6	212	6	204	6	188	6	180	6
14	北中野中	542	15	548	15	535	15	529	15	490	14	479	13	468	12
	合 計	4,586	136	4,352	131	4,320	131	4,246	128	4,049	121	3,787	112	3,639	105
	指 数	100	100	95	96	94	96	93	94	88	89	83	82	79	77

指数:11年度100

小・中学校教職員定数配当基準表

小 学 校							中 学 校						
学 級 数	教 員 定 数				事 務 職 員 定 数	計	学 級 数	教 員 定 数				事 務 職 員 定 数	計
	校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭				校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭		
6	1	1	8	1	1	12	6	1	1	10	1	1	14
9	1	1	11	1	1	15	9	1	1	14	1	1	18
12	1	1	14	1	1	18	12	1	1	18	1	1	22
14	1	1	17	1	1	21	15	1	1	23	1	1	27
18	1	1	21	1	1	25	18	1	1	27	1	1	31

小学校教員配置例

学級数	全科	音楽	図工	家庭	計
6	6	1	1		8
9	9	1	1		11
12	12	1	1		14
14	14	1	1	1	17
18	18	1	1	1	21

学級編制の基準

一学年の人数	学級数	一学級の人数
40人以下	1	40人以下
41~80	2	20~40
		21~40
81~120	3	27~40
		27~40
		27~40

中学校教員配置例

学級数	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術	家庭	英語	計
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
9	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	14
12	3	2	2	2	1	1	3	1	1	2	18
15	3	3	3	3	2	1	3	1	1	3	23
18	4	4	4	3	2	2	3	1	1	3	27

小・中学校通学区域関係表(ブロック別)

ブロック	ブロック	第一ブロック			第二ブロック				第三ブロック				第四ブロック		
		第一	第二	中野富士見	第三	第九	第十	中央	第五	第六	第七	第十	第四	第八	北中野
	※	一 2	二 4	2	三 5	九 4	十 5	五 5	五 3	六 4	七 2	一 3	四 4	八 3	野 4
第一 ブ ロ ッ ク	桃園 2		☆				☆								
	中野神明 1			☆											
	中野本郷 1		☆												
	向台 3		☆	☆			☆								
	仲町 2					☆	☆								
	多田 1	☆													
	新山 1	☆													
第二 ブ ロ ッ ク	桃園第二 2				☆			☆							
	桃園第三 2		☆			☆									
	塔山 2				☆		☆								
	谷戸 3				☆	☆	☆								
	中野昭和 2				☆				☆						
	桃丘 2					☆		☆							
	東中野 1				☆										
第三 ブ ロ ッ ク	野方 2							☆		☆					
	江古田 1										☆				
	上高田 1								☆						
	新井 2							☆	☆						
	江原 1										☆				
	丸山 1											☆			
	沼袋 2									☆		☆			
第四 ブ ロ ッ ク	鷺宮 2													☆	☆
	啓明 3						☆		☆			☆			
	北原 3								☆		☆	☆			
	大和 1											☆			
	若宮 2											☆	☆		
	武蔵台 1														☆
	西中野 2													☆	☆
	上鷺宮 1														☆

注1: パターン表示の小学校は、少数の卒業生が、他の大部分の卒業生とは別の中学校に進学する通学区域のある学校

注2: ※欄の数字は、小学校にあつては進学中学校数、中学校にあつては受け入れ小学校数

区立学校施設等一覧(ブロック別)

(面積単位は㎡)

平成11年5月1日現在

ブロック	No	学校名	児童生徒数	学級数	普通教室			特別教室	校舎面積ア	体育館面積イ	建物面積ア+イ	建物敷地面積A	屋外運動場面積B	校地面積A+B
					保有数	転用教室	余裕教室	保有数						
第一ブロック	1	桃園	339	12	21	9	0	10	4,930	617	5,547	4,262	5,764	10,026
	2	中野神明	410	12	31	8	11	9	5,422	544	5,966	5,107	4,062	9,169
	3	中野本郷	307	12	22	9	1	9	4,248	545	4,793	5,049	6,126	11,175
	4	向台	369	12	23	10	1	9	5,167	510	5,677	3,185	3,444	6,629
	5	仲町	228	9	18	7	2	8	4,083	598	4,681	4,046	2,426	6,472
	6	多田	385	12	25	11	2	9	5,221	546	5,767	6,244	5,451	11,695
	7	新山	266	10	22	10	2	7	4,346	575	4,921	4,765	3,639	8,404
	1	第一	315	10	17	6	1	13	4,733	770	5,503	4,797	4,710	9,507
	2	第二	294	8	20	7	5	12	5,636	2,486	8,122	7,067	4,855	11,922
	3	中野富士見	223	6	19	10	3	12	4,181	658	4,839	4,520	3,647	8,167
第二ブロック	1	桃園第二	302	12	27	12	3	9	4,470	659	5,129	3,883	4,211	8,094
	2	桃園第三	406	13	25	9	3	7	5,239	544	5,783	6,125	5,250	11,375
	3	塔山	371	12	27	7	8	10	5,386	510	5,896	3,441	5,206	8,647
	4	谷戸	330	12	14	2	0	9	4,577	1,080	5,657	3,613	2,691	6,304
	5	中野昭和	318	11	23	11	1	8	4,162	545	4,707	4,028	4,942	8,970
	6	桃丘	302	12	21	7	2	9	4,423	571	4,994	3,937	1,679	5,616
	7	東中野	251	9	17	5	3	7	3,804	538	4,342	4,040	2,998	7,038
	1	第三	337	9	18	6	3	14	4,800	759	5,559	4,454	4,552	9,006
	2	第九	391	11	25	9	5	13	5,587	827	6,414	3,003	7,130	10,133
	3	第十	284	9	17	6	2	16	5,590	720	6,310	5,492	4,560	10,052
4	中央	270	9	21	12	0	14	4,580	698	5,278	4,304	4,128	8,432	
第三ブロック	1	野方	420	13	22	7	2	7	4,848	544	5,392	4,825	3,690	8,515
	2	江古田	511	16	30	8	6	8	5,394	510	5,904	4,217	4,682	8,899
	3	上高田	403	13	25	8	4	10	4,899	605	5,504	3,781	3,975	7,756
	4	新井	393	12	22	8	2	9	5,018	544	5,562	4,226	5,059	9,285
	5	江原	458	14	27	9	4	10	6,194	510	6,704	6,003	5,855	11,858
	6	丸山	384	12	17	5	0	8	5,552	544	6,096	7,513	6,008	13,521
	7	沼袋	229	8	18	7	3	7	3,962	544	4,506	5,448	5,993	11,441
	1	第五	437	13	23	6	4	13	5,947	716	6,663	6,464	6,323	12,787
	2	第六	257	9	12	3	0	12	3,898	733	4,631	5,500	3,105	8,605
	3	第七	448	13	21	5	3	12	5,353	745	6,098	4,465	4,620	9,085
4	第十一	242	7	16	5	4	14	5,807	1,278	7,085	7,387	8,648	16,035	
第四ブロック	1	鷺宮	329	12	13	1	0	7	4,136	574	4,710	4,124	4,903	9,027
	2	啓明	304	12	25	10	3	9	4,784	621	5,405	3,929	5,625	9,554
	3	北原	302	11	16	3	2	6	3,816	587	4,403	3,397	3,458	6,855
	4	大和	310	12	21	8	1	8	5,099	595	5,694	5,033	5,244	10,277
	5	若宮	324	12	23	9	2	9	5,008	544	5,552	6,993	6,290	13,283
	6	武蔵台	445	14	20	6	0	9	5,067	542	5,609	5,559	7,052	12,611
	7	西中野	254	11	21	9	1	8	4,537	578	5,115	5,213	5,215	10,428
	8	上鷺宮	437	14	19	5	0	9	4,192	731	4,923	6,599	5,237	11,836
	1	第四	276	8	19	6	5	15	5,620	765	6,385	6,200	7,225	13,425
	2	第八	270	9	18	6	3	15	4,234	1,088	5,322	7,908	4,355	12,263
3	北中野	542	15	20	3	2	14	5,339	702	6,041	6,089	7,142	13,231	

(注) 普通教室保有数には学級数と一時的転用教室(上記で転用教室と表記)及び余裕教室数を含む。既に他の用途に永久転用している教室は除く

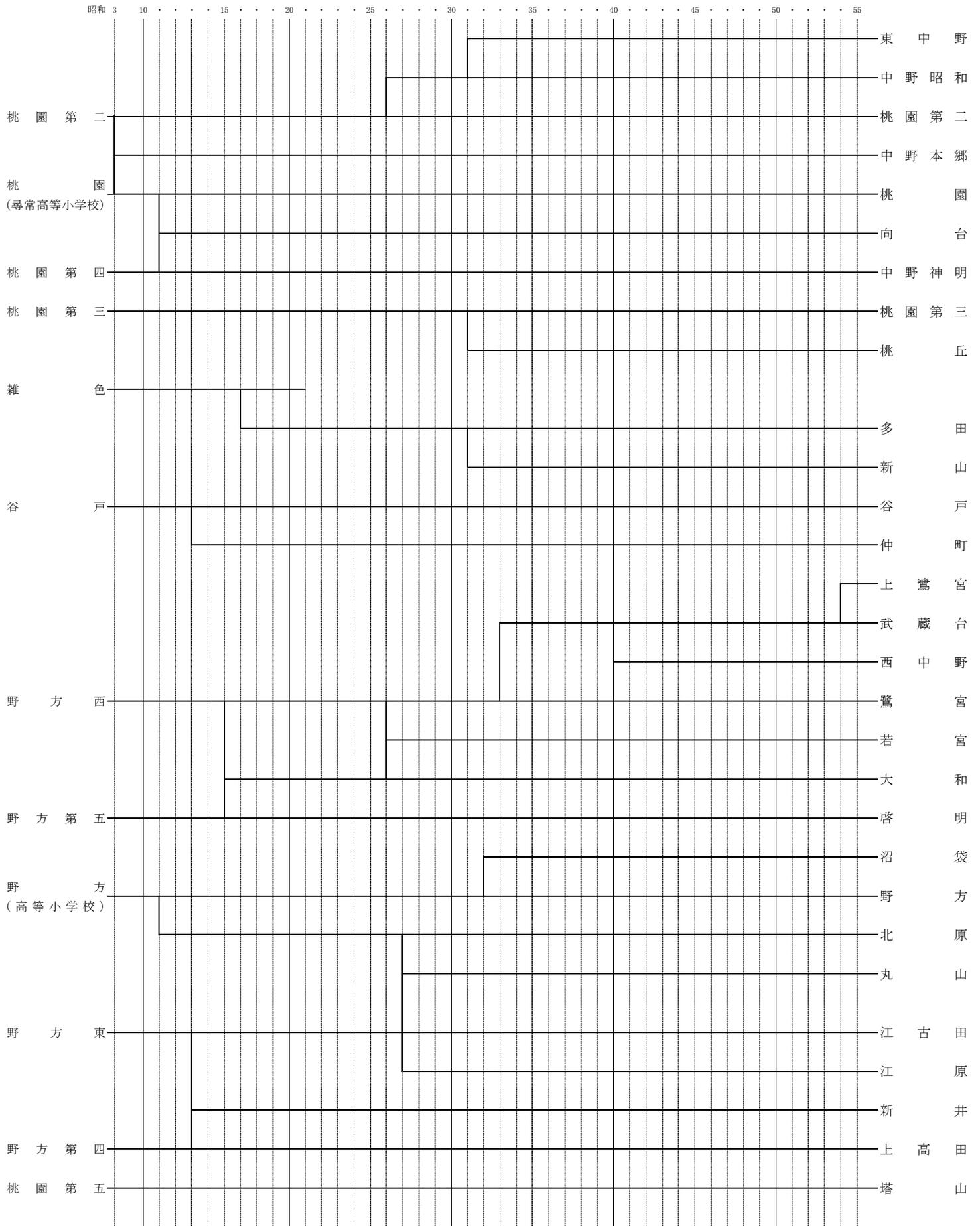
校舎・体育館鉄筋化から50年経過年度一覧

(年度:平成)

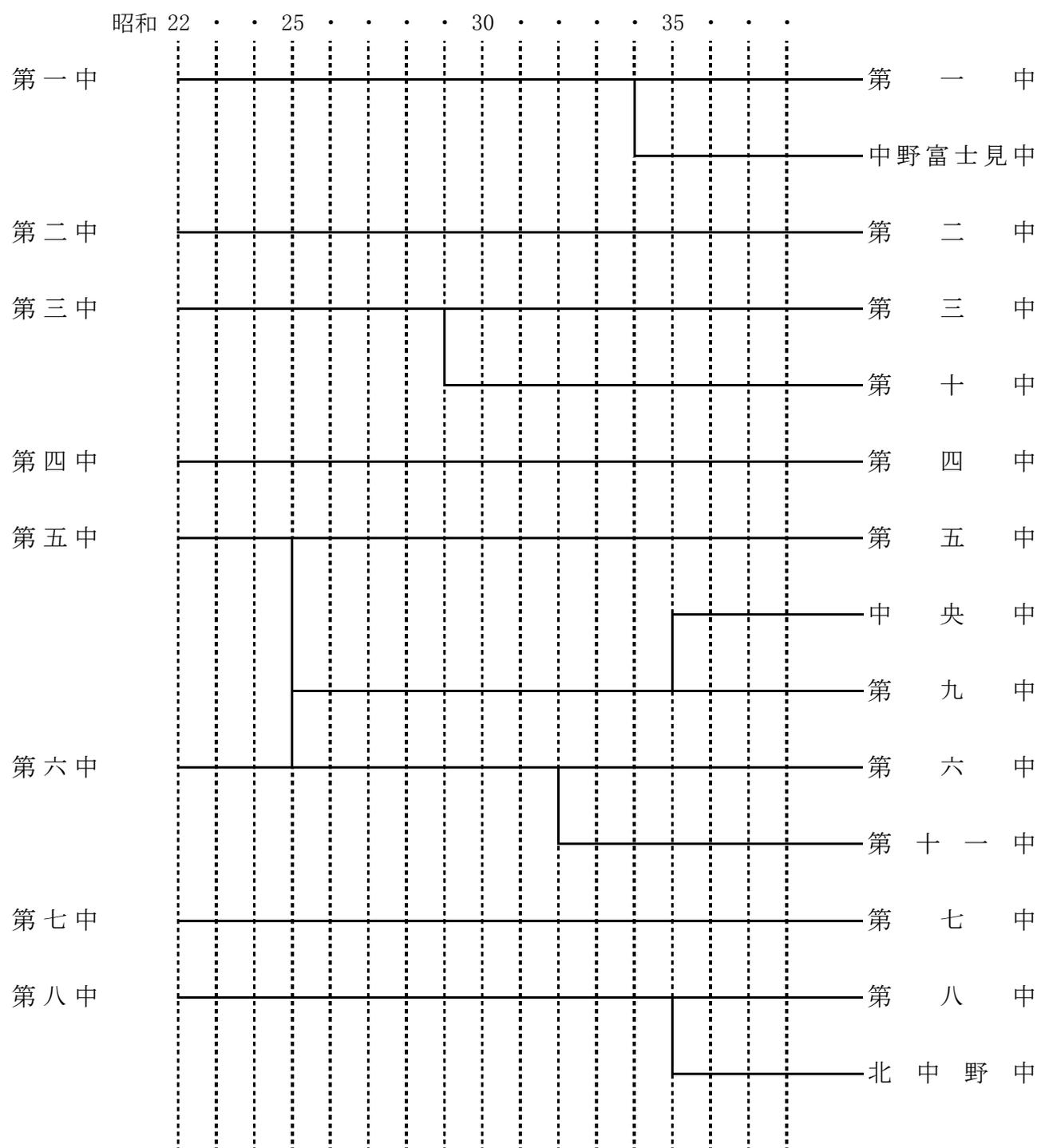
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
1	第三中				○							◇																	
2	桃丘小					○																							
3	東中野小					○																							
4	中央中						○					◇																	
5	中野富士見中						○						◇																
6	野方小						○					◇																	
7	桃園第三小							○					◇																
8	北中野中								○				◇																
9	向台小									○																			
10	鷺宮小									○																			
11	第五中										◇	○																	
12	啓明小																												
13	第二中																												
14	大和小											○																	
15	第四中												○																
16	第七中											◇	○																
17	第十中											◇	○																
18	西中野小												○																
19	桃園第二小												○																
20	新山小												○																
21	武蔵台小												○																
22	中野本郷小												○																
23	新井小												◇	○															
24	多田小												◇	○															
25	第六中																												
26	第八中												◇																
27	第九中																												
28	若宮小																												
29	谷戸小																												
30	北原小																												
31	仲町小																												
32	沼袋小																												
33	中野神明小																												
34	塔山小																												
35	中野昭和小																												
36	上高田小																												
37	桃園小																												
38	江古田小																												
39	丸山小																												
40	第一中																												
41	江原小																												
42	第十一中																												
43	上鷺宮小																												

○:校舎(第1期鉄筋化)
◇:体育館
◎:校舎・体育館同時

区立小学校の変遷



区立中学校の変遷



注1. この資料は、各学校の沿革史及び記念誌を基に作成

注2. 開校年は独立校になった年で示し、母体校は主な学校をあげている